

飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策 (第7弾)

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市民の生活や経済活動に様々な影響が生じていることから、市民や事業者の皆さんを応援するため、第7弾目となる緊急支援を取りまとめました。

1. 背景

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少していく中、国が示す「外出自粛の段階的緩和の目安」により、6月19日には県を跨ぐ移動や観光等が緩和されました。

しかし、市内での飲食・宿泊等の需要は少しずつ回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染のリスクがゼロになったわけではなく、市が実施している“安心安全宣言”事業者登録制度に登録されている飲食店等の割合は45%と低い状況です。加えて、未だ需要回復の兆しが見えないバス・タクシー、仕出し・宴会、酒小売などの事業者からは、今後の事業継続を不安視する声が上がっています。

雇用状況についても、パートの休業等による生活相談は長期化の様相を呈しており、更なる生活資金の支援が必要となるなど、影響は広く深く残っている状況です。

このことから、今回の緊急対策第7弾では、「コロナと共に生きる生活」を体現し、来るべき第2波に備えるため各事業者の感染対策を更にもう一段レベルアップする施策を展開し、感染者の発生状況を注視した上で、徐々に市内経済を前進させます。

あわせて、飛騨市総合政策指針にも掲げる「誰一人取り残さない」という考えのもと、生活資金支援の拡充を図りつつ緊急雇用対策を継続するとともに、これまで施策の手が届いていない取り残されている業種への支援を新たに追加するなど、総額約7,400万円、13点の追加施策を取りまとめました。

2. 概要

【ポイント】

- 来るべき第2波に対し予防措置に手を尽くしつつ、消費を取り戻し、経済を前進させる施策
- 事業者や市民を「誰一人取り残さない」支援
- **総額約7,400万円**の臨時補正予算措置

3. 支援・対策内容

I 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

① **【新規】市有施設の感染防止対策の強化** (予算：10,000千円)

市有施設の感染防止対策として、各施設にアクリル板や消毒液等を増設し、市民に安心して利用していただける環境を整備します。

② **【新規】地区有集会施設等の感染防止対策支援制度の創設** (予算：9,000千円)

各地区での地域コミュニティ活動への不安が拡がりを見せていることから、**各地区有集会施設等が実施する飛沫感染防止対策等の費用について最大10万円を補助**し、安心して各地域での活動を再開できるよう支援します。

③ **【新規】新型コロナウイルス感染症対策の普及啓発の徹底** (予算：ゼロ予算)

これまで、市が発出してきた感染症対策について、各団体が実施する会議等において感染症対策の必要性や対策の意味について普及啓発を行うとともに、マスク着用を徹底するための啓発ポスターを作成し、市民全体の感染防止対策意識の向上を図ります。



④ 市内医療機関の新型コロナウイルス感染防護具等の配備支援 (対策第6.5弾：2,500千円)

飛騨市医師会、飛騨市歯科医師会に対し、フェイスシールド等の感染防護備品配備にかかる経費を補助し、当該医師会を通じて市内医療機関の感染防止体制を支援します。

⑤ 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金への対応 (対策第5弾：55,000千円)

岐阜県の緊急事態措置による休業等要請に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」について、県2/3、市1/3の費用負担により1事業者あたり50万円を県から支給します。

⑥ 市内事業者との連携による建物消毒体制の強化 (対策第4弾：事案発生時に予備費で対応)

全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、市内において万が一感染が発生した際、速やかな消毒対応を行えるよう市内事業者との連携により、感染者の消毒作業費用に対し個人は2/3、事業者は1/2を支援することで、感染の拡大を防ぎます。

⑦ 飛騨市役所フリーアドレス化による 3 密対策の強化

(対策第 4 弾 : 4,000 千円)

飛騨市役所内でのまん延防止を図るため、空いている会議室等を活用し Wi-Fi を整備するなどフリーアドレス対応が可能な環境を整備し、執務中の密集・密接を回避します。

II 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援

① 【拡充】バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援

(予算 : 飛騨市商工業活性化包括支援事業 20,000 千円の内数)

(対策第 6 弾 : 既決予算)

需要回復が見込めない事業者への追加支援として、飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の支援対象に タクシーやバス等の車両も追加し対象経費を全額 (最大 8 万円) 補助することで、感染防止対策の更なる促進による需要喚起とあわせ、コミュニティ活動や飲食等の促進を図ります。

② 【新規】安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進

(予算 : 1,500 千円)

市の感染防止対策講習を受けた 事業者や個人を「安心安全コーディネーター」として認定し、市内店舗等へ正しい感染防止の知識普及と対策の促進を図ります。なお、安心安全コーディネーターには、市内店舗等の感染対策監修等に対する手数料を支払います。

③ コロナ対策“安心安全宣言”事業者等応援事業の創設

(対策第 6 弾 : 既決予算)

飲食店や宿泊施設等が、県や各団体が示すマニュアル、市のチェックシート等をもとに、各店舗独自の感染防止対策を講じ、“安心安全宣言”事業者として市に登録いただく制度を創設し、こうした事業者には、店頭に掲示するステッカーや消毒液等の衛生資材を配布するとともに、市ホームページで公表し PR するなど「安心して行きたいと思ってもらえる店舗づくり」のサポートを行います。



④ ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度 (終了)

(対策第 4 弾 : 20,000 千円)

緊急事態宣言による「STAY HOME」を推進し市民の外出自粛生活を支援するため、自社の飲食物・商品の配達やサービスを訪問提供する事業者の配達等に対し 1 日 3,000 円を定額補助する制度を新たに創設します。事業者の事前登録制とし、令和 2 年 4 月 27 日から受付開始し、6 月 30 日まで実施します。

⑤ 飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度（終了）

（対策第3弾：既決予算）

売上げが減少している小規模事業者等が行うテイクアウトや出前等を始めるための備品や消耗品の購入、看板や案内表示の製作、リーフレット・チラシ等の印刷や宣伝など、さまざまな誘客活動の取り組みに対し、最大20万円を補助し、コロナショックによる経済の停滞に対する事業者の企業努力を後押しします。期間は令和2年4月15日から6月30日までです。

⑥ 飛騨市起業化促進補助制度の補助率拡大

（対策第3弾：既決予算）

飛騨市を拠点とし、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業などを起業しようとする方を支援する制度について、補助率を1/5以内から2/3以内に拡大し、新たな事業へのチャレンジを支援します。期間は令和2年4月15日から令和3年3月31日までです。

⑦ 飛騨市店舗リニューアル補助制度の補助率拡大

（対策第3弾：既決予算）

新型コロナウイルス対策を踏まえた新たなビジネスに向けた取り組みを支援するため、店舗等のリニューアルに対する補助制度の補助率を1/3以内から1/2以内に拡大し、店舗の魅力アップや新型コロナウイルス対策のための改装、他業種への転換等を支援します。期間は令和2年4月15日～令和3年3月31日までです。

⑧ インターネット環境整備事業の拡大

（対策第2弾：既決予算）

ネットショップ開設・出店を検討する事業者に対し、飛騨市商工業活性化包括支援事業のインターネット環境整備事業補助金について、上限額を50万円に拡充するとともに、下限額5万円を撤廃します。

Ⅲ 市内需要喚起による事業者への支援

① 【新規】「コロナと共に生きる地域活動支援補助金」の創設

（予算：3,000千円）

各地区での地域コミュニティ活動の縮小による高齢者のひきこもり防止、また、仕出し・宴会事業者等への需要喚起のため、適切な感染防止対策を施した上で実施する地域コミュニティ活動の費用について最大10万円を補助し、安心して各地域での活動を再開できるよう支援します。

② 【新規】「飛騨市あんしんバス旅」応援事業の創設（予算：15,000千円）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未だ需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行の利用促進を図るため、市民等が旅行等に利用するバス1台につき最大5万円を支援する制度を創設します。

③ 【改革】徹底した感染防止対策を実施した市内店舗等による販売促進等の支援
(予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数)

(対策第3弾：既決予算)

感染防止対策について「安心安全コーディネーター」の確認を受けた市内店舗等に対し、テイクアウトや出前等に関する消耗品の購入、看板や案内表示の製作、リーフレット・チラシ等の印刷や宣伝などの販売促進に対し、**最大20万円を補助**します。期間は令和2年8月3日から10月31日までです。

④ 先着1万名様限定!!飛騨市お得に満喫キャンペーンの実施

(対策第6.5弾：10,000千円)

新型コロナウイルス感染予防対策を講じ飛騨市あんしんの宿に登録されている宿泊施設に宿泊いただいた方へ、市内登録店舗で飲食やお土産購入に利用可能な商品券1,000円分を、先着1万名様に進呈します。

⑤ 飛騨市“あんしんの宿”応援事業の対象者拡充

(対策第6弾：10,000千円＋対策第6.5弾：22,500千円)

緊急事態宣言の解除に伴い、安心してお越しいただくための適切な感染防止対策を講じた上で、地域を限定して受け入れする「飛騨市あんしんの宿」への宿泊費用に3千円を支援する制度を新たに創設します。なお、6月19日から対象地域を全国に拡大し、9月30日まで実施します。

⑥ 飛騨市史上最大級の“飛騨市プレミアム商品券”の発行

(対策第5弾：225,000千円)

国の特別定額給付金を活用して、その約半分を市内経済循環にご利用いただけるよう、プレミアム率20%、子育て世帯の支援としてお子様はプレミアム率30%を超える支援策を盛り込んだ、電子地域通貨と合わせ飛騨市史上最大級となる総額約12億円の経済効果を見込むプレミアム商品券を発行します。

⑦ 金融機関と連携した飛騨市プレミアム電子地域通貨の実施（終了）

(対策第5弾：20,000千円)

国の特別定額給付金を活用して、その一部を市内でご利用いただけるよう飛騨信用組合と連携し、同組合が発行する電子地域通貨「さるぼぼコイン」を活用した“飛騨市プレミアム電子地域通貨”を実施します。

⑧ 緊急経済対策住宅リフォーム補助制度の創設（終了）

(対策第5弾：既決予算+60,000千円)

現行の「住宅性能向上リフォーム補助金」を見直し、対象工事の追加や補助率を1/2、上限を30万円に大幅拡大した総額1億円規模の“緊急経済対策”住宅リフォーム補助金を、令和2年度限定で実施します。

⑨ 飛騨市プレミアム食事券発行事業の使途拡大（終了）

（対策第2・4弾：23,500千円）

イベントや宴会等の自粛を受け、売り上げが急減している飲食店業界を対象としたプレミアム率20%のプレミアム食事券について、各店舗が独自に発行する“予約”食事券等の購入を可能とするよう使途を拡大します。期間は令和2年4月10日～6月30日までです。

⑩ 飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン

（対策第1・4弾：ゼロ予算）

地域消費への一助、職員のメンタルヘルス対策を目的として、飛騨市職員親睦会から提案をいただき、市職員が市内飲食店での昼食を取るなどを積極的に行うキャンペーンを開始しました。今後は、テイクアウトや仕出し弁当・出前を推奨する「飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン」へ改革し実施します。 ※現在はテイクアウトを外し、市内飲食店での昼食等を推進しています。

⑪ 飛騨市宿泊事業者緊急対策事業（終了）

（対策第2弾：3,000千円）

飛騨市民または飛騨市民を代表とした複数人が市内宿泊施設に宿泊した場合に、宿泊施設に対して3,000～5,000円補助します。期間は令和2年3月16日～6月30日までです。

IV 急激な市民生活の変化に対する支援

① **【拡充】**“返済免除付き”生活支援資金貸付制度の返済免除要件の大幅緩和

（予算：既決予算対応）

（対策第2弾：2,200千円+対策第4弾：50,000千円）

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和を行います。

② **【新規】**ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）への対応

（予算：13,260千円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けています。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付事業として1世帯あたり最低5万円の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

③ 特別定額給付金（国事業）への対応

（対策第5弾：2,388,000千円）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、4月27日時点で飛騨市の住民基本台帳に登録されている方を対象に、1人一律10万円を給付します。受付開始は特にお急ぎの方及びオンラインで申請される方は5月1日から、郵送申請は5月11日発送予定の申請書をお受け取りになられてからとなります。申請を受付後、5月15日頃から順次給付を開始します。

④ 子育て世代への臨時特別給付金（国事業）への対応

（対策第5弾：26,200千円）

国による子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、低～中間所得者層の児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、児童1人あたり1万円を支給します。

⑤ 新型コロナウイルス感染症傷病手当金の創設

（対策第5弾：1,400千円）

国の制度改正により、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし療養のため働くことが出来なくなった給与受給者に、標準報酬日額の2/3に相当する「傷病手当金」が支給されます。あわせて、この制度では対象にならない個人事業者には、市独自の支援制度を新たに創設し対応します。

⑥ 市外で学ぶ学生応援！飛騨のうまいもんお届け大作戦の実施（終了）

（対策第5弾：1,000千円）

故郷への帰省や外出の自粛を余儀なくされていたり、アルバイトが無くなるなど経済的苦境にある飛騨市出身の学生を応援するため、1,000円で飛騨のお米やお惣菜、ラーメンなどを全国の学生のもとへお届けするキャンペーンを行います。

⑦ 飛騨市新型コロナウイルス感染症総合相談窓口の開設

（対策第5弾：ゼロ予算）

市民の皆様からの生活や雇用、事業の資金繰りなど、様々な支援制度のご相談に対応できる相談窓口を飛騨市役所本庁舎1階に開設します。

●開設時間 平日8:30～17:00

●専用電話 0577-62-9200

⑧ 住宅確保給付金（国制度）への対応

（対策第4弾：525千円）

離職・廃業等により住宅を失う恐れが生じている方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額の支給を行う住宅確保給付金（国制度）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響のための休業等に伴う収入減少となった方も給付を受けられるよう対象範囲が拡大されました。

⑨ 市税等の猶予要件の緩和

（対策第3弾）

収入の減少により一時に市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税等）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金を納められない事業者等に対する納付の猶予要件を緩和します。

V 事業者等への強力な資金繰りの支援

① **【新規】社会保険労務士への相談支援体制の整備**（予算：2,192千円）

市内事業者の雇用や労務管理等での課題解決、雇用調整助成金の申請支援など国・県の各種補助金の適切な活用につなげるため、**社会保険労務士による無料相談会の開催と、専門家への依頼に要した費用を最大10万円支援**する制度を新たに創設します。

② **【拡充】飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度の期間延長**

（予算：既決予算対応）

（対策第3弾：既決予算+対策第6弾：200,000千円）

経営を圧迫されている個人・法人の経営安定や、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業にチャレンジする事業者の支援を目的に、利子（3年間）、信用保証料の全額を市が補給する特別融資を創設し、市、金融機関、商工団体が連携して対応します。

なお、**融資申込期限を令和2年9月30日まで延長して実施**します。

③ 飛騨市中小企業経営安定資金融資制度

（対策第1弾：既決予算+対策第5弾：100,000千円）

経営を圧迫されている個人・法人の経営安定を目的として、中小企業経営安定資金融資制度の対象要件に「新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した事業者」を追加するとともに、信用保証料1/2補給の特例をします。

④ 畜産・酪農農家向け利子補給制度の創設

（対策第4弾：2,600千円）

市内の肥育農家、繁殖農家、酪農農家が今後も安定して事業継続してもらえるよう、農業経営改善に係る融資を受けた農家の資金融資に対し3年間全額利子補給する制度を新たに創設するとともに、これまで市が実施していた牛導入基金の償還について1年間猶予します。

⑤ 「返済ゆったり資金」に対する利子補給制度

（対策第3弾：既決予算）

新規借入が必要となった事業者の方が、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」を利用された場合に、支払利子の一部を補給することにより資金繰りの円滑化を図ります。

「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と1本化して追加融資を実行する制度で、新規に借り入れるより月々の約定返済額の増加を抑えることが可能です。

⑥ 「新型コロナウイルス感染症対策資金」「危機関連対応資金」に対する保証料補給制度

（対策第3弾：既決予算）

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、同ウイルス対応の県制度融資について、保証料を全額補給し事業者の資金繰りを支援します。

VI 離職・休業等に対応する緊急雇用対策

① 【拡充】緊急市民雇用奨励金制度の期間延長 (予算：既決予算対応)

(対策第4弾：22,000千円)

コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市内事業者等が離職者等を臨時的に雇用された場合、1時間あたり880円の人件費を支援する制度の雇用開始期間を令和2年9月30日まで延長して実施します。

② 市の直接雇用による緊急雇用創出

(対策第4弾：21,247千円)

コロナショックにより離職等を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市の非常勤職員（会計年度任用職員）として計20人を採用する緊急雇用対策事業を実施します。

③ 飛騨市雇用調整支援金

(対策第2弾：6,000千円)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に社員に対して休業等を取得させ、支払った休業手当・賃金等に公共職業安定所の雇用調整助成金を活用した場合に市は企業の自己負担分を全額補助します。

VII インターネット等を活用した販売促進

① おうちで飛騨市満喫キャンペーンの開催（終了）

(対策第4弾：5,058千円＋対策第6弾：9,000千円)

売上が減少している市内事業者の売上向上と飛騨市ファンの拡大を目指し、令和2年5月1日からの1ヶ月間、市産品の通信販売にかかる送料を1件あたり最大1,000円まで市が負担する期間限定の販売促進キャンペーンを実施します。

② 飛騨牛を食べよう！贈ろう！キャンペーンの開催

(対策第5弾：2,000千円)

飛騨牛の流通鈍化による枝肉価格の下落によって苦境にある市内畜産農家、卸売・小売事業者を支援するため、大手通販サイトのモール内広告や専用キャンペーンページを作成し、そこから市のふるさと納税や各事業者通販サイトへ誘導する飛騨市独自の飛騨牛キャンペーンを、6月から7月末まで開催します。

③ 飛騨市に來られないご家族・ご友人に飛騨から愛を贈ろうキャンペーンの開催（終了）

(対策第4弾：既決予算)

仕事や学業で市外に住むご家族や親類の皆様が、ゴールデンウィークの帰省を自粛され、飛騨市に帰ってこれなくても飛騨市を感じてもらえるよう、市民がご家族に特産品詰め合わせを贈るキャンペーンを、飛騨市と飛騨市観光協会の連携により実施します。ゴールデンウィーク前の令和2年4月30日から順次発送し、送料、箱代を全額支援します。

④ 飛騨市物産展on Webキャンペーン（終了）

（対策第2弾：ゼロ予算）

観光物産展での売上減少や全国各地で予定されていた催事中止の状況を受けて、インターネット環境の整っている小売業者を対象としたウェブキャンペーンを実施し、目標額を大きく上回り達成しました。

（1）ふるさと納税ページ上での『なくなった物産展をウェブ上で楽しめ、飛騨市を応援できるキャンペーン』

飛騨市観光協会や飛騨信用組合と連携し、クラウドファンディングページ上での『物産展を実施できなかったため、ウェブ上で楽しんでいただきご自宅にお届けしますキャンペーン』

⑤ 「飛騨市の酪農家を守ろう」キャンペーン（終了）

（対策第1弾：ゼロ予算）

学校休業に伴い行き場のなくなった牛乳の消費拡大を図るため、市職員や市民・事業所の皆様に購入を呼び掛けるキャンペーンを行いました。この取り組みに市内はもとより全国の皆様からご協力をいただき、生乳についてはほぼ解消の目途が立ちました。

Ⅷ 学校休業に伴う児童生徒等への支援

① 小中学校の臨時休業に係る家庭での学習・生活支援DVDの作成（終了）

予算：800千円（対策第5弾）

児童生徒の家庭での学習・生活を支援するため学年に応じた内容（コンテンツ）のDVDを作成し、5月25日（月）までを目途に全児童生徒へ順次配布します。あわせて、DVD視聴環境のない家庭には、市からDVDプレイヤーを無償で貸し出す制度も開始します。

② 子どもの居場所づくり事業の拡充（終了）

予算：既決予算（対策第1弾）

学校休業に伴う給食の代替支援として、子どもに食事の提供を行う団体、事業者によるその事業に係る費用の一部を助成するため、補助額を1食あたり300円から500円に拡充し令和2年3月9日から4月3日まで「子ども食堂」を実施しました。

※ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を検討します

<担当課> 企画部 総合政策課 （担当）土田 TEL：0577-73-6558（直通）

コロナに負けない元気な地域活動の支援

(予算額：12,000千円)

新型コロナウイルス感染症の脅威から、各地区での活動や敬老会などの開催見合わせを検討されるなど、地域活動への不安が拡がりを見せています。このことから、**各地区有集会施設等の感染防止対策費用を最大10万円支援**するとともに、こうした感染防止対策を施した上で実施する**地域活動費用も最大10万円支援**する制度を創設します。

① 地区有集会施設等の感染防止対策支援制度の創設（9,000千円）

地域活動を支えるため、各地区有集会施設等の感染防止対策費用の一部を支援します。

- 対象施設 ・地区が所有する施設で市が集会施設と認め、各地区で維持管理する施設
・指定管理を受けている地域コミュニティ施設
- 対象経費 施設における新型コロナウイルス感染防止対策を実施するために係る費用
(例) 飛沫感染防止アクリル板、自動手指消毒噴霧器(消毒液)、非接触型体温計、網戸の設置等、施設内の衛生環境の向上につながるもの。
- 補助率 **10/10(上限10万円)** ※申請は1回のみ
- 対象期間 令和2年7月14日(火) ～ 令和2年10月30日(金)
- 申請方法 所定の申請書により**実施前に申請**してください。
(ただし、4月1日以降に既に購入されたものも遡及して対象とします。)
事業終了後は、請求書や領収書、購入備品の写真等が必要です。

② 「コロナと共に生きる地域活動支援補助金」の創設（3,000千円）

地域活動を促進するため、区や公民館が地域の方を対象とする事業費用の一部を支援します。

- 対象団体 行政区又は町内単位、地域公民館校下単位等、一定の地域活動の実績を持ち、事業を完遂できる見込みがあり、自ら経理する会計機能を有する団体
- 対象事業 上記①の対象施設又は市有公民館、市有コミュニティ施設において、①の衛生環境整備を施した上で、当該代表者が認める事業とし、事前申請により許可を得たもの。
(1) 広く地域住民間の親睦を促進する事業(地区の総会やスポーツレク又は納涼祭等にかかる費用)
(2) 感染防止対策に配慮した懇親会の事業(個別の折料理・飲物にかかる費用。持ち帰りの場合も対象となります。)
- 補助率 **1/2(上限10万円)** ※同一の申請団体名で上限額に達するまで
- 対象期間 令和2年7月14日(火) ～ 令和3年3月31日(水)
- 申請方法 感染防止対策を確認するため、所定の申請書により**実施前に申請**してください。
事業終了後は、請求書や領収書、案内チラシ、参加者名簿と実施中の写真等が必要です。

【問合先】 飛騨市教育委員会事務局 生涯学習課 TEL：0577-73-7495

バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援

(予算：飛騨市商工業活性化包括支援事業20,000千円の内数)

需要回復が見込めない事業者への追加支援として、飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の支援対象に**タクシーやバス等の車両も追加し対象経費を全額（最大8万円）補助**することで、感染防止対策の更なる促進による需要喚起とあわせ、コミュニティ活動や飲食等の促進を図ります。

●事業の概要

飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の対象に、バス及びタクシー事業が実施する車両に対する感染防止対策を追加し支援します。

【対 象 者】 市内に本社又は営業所等を有するバス及びタクシー事業者

【対象経費】 所有する輸送車両に対する感染防止対策費用

(例) 仕切りパネル・シート、消毒液、マスク、空気清浄機、
非接触式体温計 等

【補 助 率】 バス 対象経費の10/10（上限8万円） 1台あたり

タクシー 対象経費の10/10（上限3万円） 1台あたり

【対象期間】 令和2年7月14日（火）～ 令和2年8月31日（月）

【申請方法】 所定の申請書により実施前に申請してください。

(ただし、4月1日以降に既に購入されたものも遡及して対象とします。)



【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進

(予算額：1,500千円)

市の感染防止対策講習を受けた**事業者や個人を「安心安全コーディネーター」として認定し、市内店舗等へ正しい感染防止の知識普及と対策の促進**を図ります。

●安心安全コーディネーターの認定

市の感染防止対策講習を受けた事業者や個人を安心安全コーディネーターとして認定し、市内店舗等に対し、感染防止対策に関する支援策等の情報提供やアドバイスを行っていただきます。

【対象者】 飛騨地域内に事業所又は住所を有する事業者及び個人であって、市の講習を受け感染防止を図るための設備や備品の製作又は設置に関するノウハウを有するもの

【手数料】 ① 安心安全コーディネーターの監修による感染防止対策を実施し、対象店舗が市の“安心安全宣言”事業者に登録された場合、1件当たり施工費用の10%（上限15,000円）を支給します。
② 市内店舗等が行う飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度の交付申請にあたり感染対策の実施状況を確認していただいた場合、確認作業として1件当たり3,000円を支給します。

●市内店舗等へのインセンティブ

安心安全コーディネーターの監修等を受けた市内店舗等について、以下の補助事業のインセンティブを付与します。

（1）飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度（補助上限額の引上げ）

【期 間】 令和2年8月3日（月）～ 令和2年10月30日（金）

【拡大内容】 （通常）補 助 率 対象経費の10/10（上限10万円）

申請回数 1回限り



（特例）補 助 率 対象経費の10/10（上限15万円）

申請回数 既に申請済みの方も申請可能とします

（2）飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度（対象者限定復活）

【対象者】 市内に事業所を有する全ての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人（大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除く）

【補助対象】 看板や案内表示の製作費、リーフレット・チラシ等の印刷費・宣伝費、テイクアウトや出前等を始めるための消耗品費等

【補 助 額】 10/10 限度額20万円（2回目でもOK）

【期 間】 令和2年8月3日（月）～ 令和2年10月30日（金）

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901（申請に関すること）

飛騨市役所 市民保健課 0577-73-2948（講習に関すること）

「飛騨市あんしんバス旅」応援事業の創設

(予算額：15,000千円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未だ需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行の利用促進を図るため、市民等が旅行等に利用する**バス1台につき最大5万円を支援**する制度を創設します。

●制度の概要

1. 補助対象者

バス運行事業者及び旅行会社

2. 補助対象事業

- (1) 市内に本社を置くバス運行事業者の貸切バスを利用した旅行等※
- (2) 市内に本社または営業所を置くバス運行事業者の貸切バスを利用し、市内にて宿泊または昼食を利用した旅行等※

※ 宿泊または日帰りの募集型・受注型企画旅行、手配型旅行、バスの手配

3. 補助額

- (1) 上記(1)の場合、バス借り上げ料の1/2を支援 (**バス1台につき上限5万円**)
- (2) 旅行会社が企画した11人以上の**旅行商品1企画につき2万円** ※(1)と併用可

4. 補助条件

新型コロナウイルス感染予防対策を講じたバス及び旅行であること

5. 対象旅行期間

令和2年7月14日(火)～令和3年3月31日(水)



例 (1) を適用した場合

- ① 加賀温泉旅行1泊2日に職場20人で大型バスを使って出かけるぞ！
大型バス1台 通常154,000円 → 支援により104,000円に！！(最大5万円)
 - ② 近場の奥飛騨温泉郷へ友達12人でゆっくり温泉旅行へ行きたいな！
中型バス1台 通常77,000円 → 支援により38,500円に！！(1/2支援)
- ※ 記載のバス料金はあくまでも例であり、移動距離や時間によって変動します。

●申請方法

- バス運行事業者及び旅行会社より、旅程内容と適切なコロナ感染防止対策を記載した申請書を事前に市役所に提出していただきます。
 - ※ 市民の皆さんが本制度をご利用される場合は、バス運行事業者及び旅行会社に通常どりの旅行依頼をしていただければ利用可能です。

－詳細な手続き方法等は、近日中にホームページ等によりお知らせします－

【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

“返済免除付き”生活支援資金貸付制度の返済免除要件の大幅緩和

(予算額：既決予算対応)

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、真に生活に困っている市民が安心して借りられるよう、家賃や子どもの学費等の**固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和**を行います。

●免除要件の大幅緩和

- 初回借入分に加え、**2回目の借入分も返済免除の対象**に追加します。
- 世帯の月の支出において、家賃・借入金返済・子どもの学費・別居親族への仕送りなどやむを得ない**固定支出がある場合は、その支出額を下記の免除基準額に加算**して返済免除判定を行います。

【免 除 要 件】 当初借入日以降 4 か月目の世帯全体の収入月額が、次の**免除基準額**に満たない場合

【免除基準額】 世帯全体の収入月額が市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額
単身世帯：10 万円、2 人世帯：15 万円、3 人世帯：20 万円、4 人世帯：25 万円
以降世帯員 1 名につき 5 万円加算

※ ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で 1 名分の借入分のみが免除対象です。

例えば…

2 人世帯で、本資金借入後 4 か月目の世帯収入月額が 18 万円で、毎月 4 万円の住宅ローン返済をしている場合

- 免除基準額 15 万円 + 住宅ローン 4 万円 = **19 万円が免除基準額**
- **拡充免除基準額 19 万円 > 世帯収入月額 18 万円 ⇒ 返済免除！**

●制度の概要

- 対 象 者 通常の平均的収入と比べて、直近の月額収入が 2 / 3 以下に減少した方
(同一世帯内で複数人の貸付も可)
- 貸し付け額 **最大 30 万円（一括可）を 3 ヶ月以内で貸付**
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間 5 年以内
(初回借入日から 1 年以内据置)
- 貸付内容 返済免除有、2 回まで借入可能、他制度（県貸付制度）との併用可能

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233

ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）への対応

（予算額：13,260千円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けています。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付事業として **1 世帯あたり最低 5 万円の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給**します。

● 制度の概要

1. 対象者

- （1）基本給付
- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方（7月10日支給）
 - ② 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受けており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方（児童扶養手当にかかわる支給制限限度額を下回る方に限る）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど収入[※]が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ※お子様1人の場合でH30年中の収入が約365万円未満が基準（年金等も含めた額）
- （2）追加給付 上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

2. 支給額

- （1）基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人に付き3万円加算
（※給付見込人数 基本給付分 114世帯（第2子以降63名））
- （2）追加給付 1世帯5万円

3. 支給月

- （1）基本給付 8月～
- （2）追加給付 10月～

4. 受付期限

- （1）基本給付 令和2年9月30日（水）予定
- （2）追加給付 令和3年2月26日（金）予定

● 申請方法

- （1）基本給付 上記の1.対象者「基本給付」①の方は申請不要です。
①以外のひとり親世帯の方は申請が必要です。
- （2）追加給付 対象となるひとり親世帯の方は申請が必要です。
- ※申請必要書類 前年の収入と令和2年2月以降にコロナウイルス感染症の影響によって収入が減っていることがわかる書類（給与明細・年金等振通知書・売上台帳など）

【問合先】 飛騨市役所 子育て応援課 0577-73-2458

社会保険労務士への相談支援体制の整備

(予算額：2,192千円)

市内事業者の雇用や労務管理等での課題解決、雇用調整助成金の申請支援など国・県の各種補助金の適切な活用につなげるため、**社会保険労務士による無料相談会の開催**と、**専門家への依頼に要した費用を最大10万円支援**する制度を新たに創設します。

●飛騨市ビジネスサポートセンター 社会保険労務士による無料相談会の開催

飛騨市ビジネスサポートセンターにより、事業者が社員を守るための雇用や労務管理等での課題解決、国・県等の各種補助金等の適切な活用につなげるため、専門家である社会保険労務士による無料相談会を実施します。

- 実施日 毎週金曜日 13:00～16:30
- 会場 未定（古川地区と神岡地区で交互に実施予定）
- 相談料 無料
- 実施期間 令和2年8月7日（金）～令和2年12月18日（金）

●社会保険労務士等相談費用補助制度の創設

市内事業者が、新型コロナウイルスに関連した相談・依頼を社会保険労務士等にした場合の費用の一部を補助する制度を新たに創設します。

- 補助対象 市内事業者
- 補助額 相談・依頼等に要した費用、**1回あたり上限5万円まで支援**
申請は2回までとし、**最大10万円を支援**
- 実施期間 令和2年8月3日（月）～令和3年3月31日（水）
- 申請方法 ハローワークへの提出書類の写し及び社会保険労務士への支払いがわかる領収書等の写しを添えて申請してください



【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901